

自治体首長様

靖国神社国営化阻止道民連絡会議
代表 浦瀬 以伸
札幌市中央区南

日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書

1966年、佐藤内閣（自民党）は、歴史的根拠のない神話をもとにした、旧「紀元節」にあたる2月11日を「建国記念の日」として強引に復活させました。これに対し私たちは、日本国憲法で保障されている「思想・良心の自由」「信教の自由」を守る立場から、靖国神社国営化や首相の公式参拝、紀元節復活に反対する運動を続けてきました。1982年以降は、各自治体・地方議会に対して、平和憲法の理念に反する決議などを出さないよう要請を続けてきています。また、2月11日には、札幌市内で47回目の「紀元節復活反対2.11道民集会」を開催し、憲法を守り生かすとりくみに全力を挙げる決意を表明したところです。

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵略は、平和と進歩から逆行しています。また、2023年10月ハマスによる無差別攻撃を契機として、イスラエルが「自衛権」をたてに圧倒的な軍事力を行使した報復を行い、ガザ地区の人道状況はきわめて深刻な危機に直面しています。こうした2つの国際問題や、アメリカによる軍事ブロック強化と中国やロシアの軍事的対抗の強化が、世界と地域に軍事対軍事の悪循環をつくりだしています。どんな国であれ覇権主義は許されず、国際憲章と国際法を守るという1点での協力こそが世界の平和をつくる道であり、平和の国際秩序をつくる原則とされなければなりません。

岸田政権は、2022年12月敵基地攻撃能力の保有と大軍拡を進める「安保3文書」を閣議決定し、5年間で43兆円の軍事費という大軍拡の道をすすんでいます。そして「安保3文書」にもとづき殺傷武器輸出に向けた動きが急速にすすんでいます。このことは、武器輸出を禁じてきた「国際紛争を助長しない」という憲法の平和理念を投げ捨てることであり、それによって日本は恐るべき「死の商人国家」へと墮落することとなります。

戦後、自衛隊はただの1人も外国人を殺しておらず、ただの1人も戦死者を出していません。ここには平和を願う日本国民の世論とともに、憲法9条の大きな力が働いています。いまこそ歴史の教訓をしっかりと踏まえ、最大の人権侵害である戦争をさせないため、平和憲法を守り生かす運動を広範な市民とともに大きく発展させていかなければなりません。

以上のことから、憲法99条において、公務に携わる全ての人々が最高規範である憲法に従って政治や行政を遂行する義務を、主権者である国民に対して負っていることを踏まえ、以下のとおり要請します。

<要請事項>

1. 憲法の改悪に反対を表明し、憲法を尊重すること。
2. 憲法に定められている「思想・良心の自由」「信教の自由」「政教分離の原則」を厳守すること。
3. 自治体主催で、特定の宗教による戦争犠牲者追悼集会を行わないこと。
4. 特定の宗教行事に首長・議会議員・公務員などが公的な立場で参加したり、玉ぐし料の支出を行ったりしないこと。
5. 靖国神社などへの補助金の交付を行わないこと、また自治体職員に神社参拝や遺族の引率をさせないこと。
6. 自治体の所有する土地を特定の宗教団体に提供したり、貸し出したりしないこと。
7. 公的機関・公的行事に「日の丸・君が代」の強制を行わないこと。また教育現場への押し付けを行わず子どもの願いに沿った式典を実現すること。
8. 自治体において天皇の歴史支配を意味する元号使用の強制を行わないこと。
9. 議会において特定秘密保護法、安保関連法及び共謀罪（テロ等準備罪）を廃止すること、安保3文書改訂閣議決定撤回を求める意見書を採択し、政府・国会に送付すること。
10. 教科書の採択にあたっては、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を定めた憲法の三大原則にかなっていることを基準とすること。
11. 市民団体が企画する憲法や平和を考える集会の公共施設の会場使用拒否は憲法の保障する集会の自由を不当に制限するものであり、絶対に行わないこと。